

延滞金など

延滞金について

納期限までに納付がない場合、納期限の翌日から納める日までの日数に応じ、法令で定められた割合で計算した延滞金が加算されます。

延滞金の割合

令和 8 年

適用期間	令和 8 年 1 月 1 日から令和 8 年 12 月 31 日まで
納期限の翌日から 3 か月間	年 2.8%(延滞金特例基準割合+1%)
納期限後 3 か月以後	年 9.1%(延滞金特例基準割合+7.3%)

令和 4 年～令和 7 年

適用期間	令和 4 年 1 月 1 日から令和 7 年 12 月 31 日まで
納期限の翌日から 3 か月間	年 2.4%(延滞金特例基準割合+1%)
納期限後 3 か月以後	年 8.7%(延滞金特例基準割合+7.3%)